

## 海外経済情勢

### 概観

米国では、新経済政策発表後今明年的経済見通しが上向きに改訂されつつあるが、企業の設備投資意欲の著しい沈滞などもあり、あまり大きな期待はもてないとする向きもある。とくに、インフレ抑制効果については、賃金・物価凍結期限が切れる11月以降の対策に対する労働組合の協力いかんにかかるとの見方が多い。

一方、西欧では、フランス経済がゆるやかな拡大を続いているのを除けば、西ドイツ景気の鎮静化、英國経済の不振、イタリアの景気後退など、全体として成長鈍化の傾向が強まっている。この間、物価の騰勢は依然根強く、仏・伊両国では物価対策が強化されたが、西ドイツでは上記景気動向などともからみ、遠からず金融引締め政策の手直しが行なわれるのではないかとの見方が出てきている。

米国やIMFが黒字国通貨のかなり大幅な切上げを望んでいると伝えられたことなどから、主要通貨の対米ドル直物相場の平価比プレミアム幅は9月央以降かなり拡大した(自国通貨建で、ドイツ・マルク9%台、オランダ・ギルダー7%前後、ベルギー・フラン6%前後、英ポンド3.5%前後、フランス金融フランおよびスイス・フラン3%前後、イタリア・リラ2%前後となつた)。各国ともプレミアム幅が実勢以上に拡大するのを避けようとしており、西ドイツが先物介入を再開したほか、スウェーデン(9月10日6.0→5.5%)、オランダ(9月15日5.5→5.0%)、ベルギー(9月23日6.0→5.5%)の3国が英國に続いて公定歩合を引き下げた。この間、ロンドン自由金相場は9月央以降おおむね42ドル台で推移しており、ユー

ロ・ダラー金利も米国金利の軟化等を映じて7%前後(3か月もの)に低下した。

各国は国際通貨危機打開のため9月央以降折衝を重ねた。すなわち、まずEEC蔵相会議(9月13日)では、①固定相場原則の尊重、②米ドルを含む主要通貨の平価調整の必要、③金およびSDRを中心とする新国際通貨制度の検討、④国際収支節度遵守の必要、⑤米国輸入課徴金の撤廃要請、などにつき合意に達した。独・仏の対立にもかかわらずある程度妥協がそろったのは、EECが発足以来最大の危機に直面しているとの共通認識の下に、各国が平価調整の具体案はともかくとしてなんとか合意点を見いだそうと努めた結果とみられる。

次いで第1回の10か国蔵相会議(9月15、16日)では、上記EECの合意を背景に歐州諸国は米ドルを含む多角的平価調整と輸入課徴金の撤廃を主張したが、米国はいささかも態度を変えず、通貨調整は長期化の様相を強めた。これに対しIMFは、当面の通貨調整と長期的な制度改革とを区別し、問題を4段階に分けて解決するよう提案した。IMF総会直前の第2回蔵相会議(9月26日)では、①平価調整の方法とその度合い、②為替変動幅の拡大、③輸入課徴金撤廃の条件、④為替政策以外の方法による米国国際収支改善策、など当面の問題について蔵相代理会議、OECD第3作業部会で早急に検討すること、および国際通貨制度の改革については代理会議に次回蔵相会議までに問題点を報告させることに合意、今後の作業の手順を明らかにすることに成功した。

IMF総会では西欧各国がそれぞれかねての主張を繰り返し、英國等はSDR本位制ともいうべき方向をあらためて打ち出した。これに対して米国は、金価格変更の意思なきことを再び明らかにしたが、各国が貿易障壁を撤廃しつつ為替相場を

市場の実勢にまかせれば輸入課徴金撤廃の用意がある旨言明し、課徴金撤廃の条件を明らかにしたものとして注目された。さらに、金価格問題についても、米議会内に事態収拾のためには金価格の引き上げもやむなしとの意見が台頭していることもあり、米国の譲歩によって平価調整問題が早期決着をみる可能性がひととおり増したとの見方もある。しかし、米国とその他各国との間にはなおかなりの見解の相違が残されているとみられ、今後の成り行きはなお予断しがたい。

低開発国は、米国のドル防衛緊急対策とそれに伴う国際通貨の動搖の長期化が、貿易・為替面に多大な影響を及ぼし、ひいては各国の開発計画の再検討を余儀なくされることを憂慮している。このため、さきの国連貿易開発理事会(UNCTADの常設理事会)やIMF・世銀総会などの席上において、低開発国側は、「なにも知らない犠牲者」の立場から、①米国の輸入課徴金の撤廃と国際通貨の再調整をすみやかに実施すること、②今回の国際通貨の動搖は主要先進国間の構造的不均衡に基づいて発生したものであるから、その解決にあたって低開発国に負担を負わせないこと、③SDRの開発金融リンクによる援助の拡大を図ること、④国際通貨体制の改革に関する協議には低開発国も参加させることべきであること、などを強く訴えた。

また、こうした対外的姿勢に加え、アジア諸国は当面その影響を最小限に食い止めるべく各種の対策に腐心している。すなわち、インドネシアは米国の輸入課徴金10%賦課に対処するため、8月23日に8.9%の為替レート切下げを断行、これに伴う輸入価格の上昇を抑制するため、援助物資の輸入に対する補助金を設定するとともに主要品目の輸入関税率を引き下げた。インド、パキスタンは、為替レートを従来の英ポンド・リンクから米ドル・リンクに切り替え、対米ドル割高による輸出の悪化を回避することとした。一方、マレーシア、シンガポールは従来どおり英ポンド・リンクを堅持しながらも、変動幅を0.75%から1%に拡

大した。さらに、タイではわが国の為替変動幅制限の暫定的停止に伴い、対日輸入品に対する関税評価額を10%、また対西ドイツ輸入品に対しても同3.6%引き上げた一方、輸出製品用原材料の輸入関税率を引き下げた。韓国では輸出前貸期間の延長、台湾では中央銀行が対米輸出について無制限のリファイナンス措置をそれぞれ講ずるなど、輸出の促進に努めている。

(昭和46年10月7日)

